

のかしこさに、涙おとして御前をまかでしとぞ、

〔台徳院殿御實紀附錄四〕寶算五十〇秀忠○徳川に満せ玉ひし頃、藤堂佐渡守高虎もの、序に、尊齡已に知命に及ばせ玉へば、今よりは何事もすこし御ゆるみあつて、御心のまゝに御遊などおはしましなば、いかにと申上しを聞しめし、汝等が如きは年老て後、何事をなすとも妨あるまじけれど、われはかしこくも、即闕の官に在て、天下の具瞻する所なれば、死ぬまでつゝしみても尙たらずと仰ければ、高虎かしこみて、御謹慎の老てもおこたらせ玉はぬを、感じ奉りけるとなり、

〔甲子夜話六〕酒井讚岐守忠勝ハ、歟庸秀忠○徳川群臣ヲ捐玉ヒシ後、毎月御忌ニ當ル日、一室ヲ淨掃シ沐浴齋戒シ、麻上下ヲ著シテ自ラ様々ノ物ヲ備ヘテ、其入口ヲ閉ヂ、人ノ來ルヲ許サズ、或時誤リテ一人其間へ走リ入りシニ、讚州冥供ノ前ニ平伏シテアリシガ、振返リテシイヽト言テ、手ニテ制シタル形狀真ニ御前ニアル様子ナリシトナリ、家來中密々語リ合テ、皆其至誠ヲ感ジケルトナン、

〔鹽尻九〕尾敬公義直○徳川御在世の時、可被仰事ありて、目付の者共を、朝より召されしに、日たけて後、猿樂を召して、御嘶久しく侍りて、暮に及びて、目付の者に、御前へ出べきよし、仰有りて、其御用被仰付候後、仰に云、汝等今朝より久しく待て、さぞ困み侍らん、今朝召仰すべきを、年老の者共出て、御國政の御沙汰ありしに、事御心に不叶事ありて、亥ばく御怒氣ありしも、國の律を以て、非を糺し、内外を監察せしむる役人に對し、其御怒氣の儘、仰事あらば、國風俗を肅清するに、過て稽失大過あらんか、然れば下民恨を含んで、政をそこなふに至らん、故に暫く猿樂をめして、御怒氣を休ませましくける也、汝等も必々事に當りて、血氣を以て、事を處する事なく、我を恤刑の主となすべしと仰ありしと也、

〔寛永小説〕おどり御すき被遊、毎日上覽家光之候處、家綱公御誕生の後は、其事無之候間、御咄